

ら せ

児童手当を受給されている皆さんへ

現在、児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律で義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況などを確認するための大切な届けです。

該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、6月30日までに市民生活課年金担当へ提出してください。

提出されない場合は、6月以降の児童手当の支払いが受けられませんので、必ず提出してください。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

○現況届用紙 ○印鑑

○年金加入証明書(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のようなことがあった場合は、手続きをお願いします。

- ・住所が変わったとき
- ・公務員になったとき
- ・受給者が死亡または資格を失ったとき
- ・出生などにより、支給要件児童数が変わったとき

問合せ 市民生活課 国民年金担当

結婚50年・60年 該当者の皆さんへ

市では、毎年9月15日を基準として、結婚50年・60年を迎えられるご夫婦に記念品を贈り、祝福しています。該当される皆さんは、7月15日までに各地区担当民生委員に申し出てください。

基準日 平成12年9月15日

50年対象者

戸籍法上昭和24年9月16日～25年9月15日までに婚姻届を提出したご夫妻。

60年対象者

戸籍法上昭和14年9月16日～15年9月15日までに婚姻届を提出したご夫妻。

問合せ いきいきプラザ都留内

市福祉事務所 高齢者福祉担当

☎(46)5112

やってみよう! ケナフから

「和紙(はがき)づくり体験」

～ 種まきから作品づくりまで ～

環境保全植物「ケナフ」を使って、オリジナルの作品づくりにチャレンジしよう!

今回は、材料となる「ケナフ」を栽培するため、「ケナフ」の種まきを行います。

日 時 6月18日(日)

午前10時～正午

定 員 制限はありません

参加料 無料

指 導 ネイチャーセンター学芸員

持ち物 軍手、長靴、タオル、オリジナリティー、知ろうとする気持ち

集合場所 ネイチャーセンター玄関

申込・問合せ先 ネイチャーセンター ☎(45)6222



これが「ケナフ」です。「ケナフ」からロープもできちゃうんですよ。

◆◆◆◆ 夜の神社へでかけてみませんか? ◆◆◆◆

「ムササビをみてみよう」



ムササビの見事な滑空が見られるかも…

夜の森へでかけて、ムササビのくらしをそっとのぞいてみよう。

日 時 6月18日(日) 雨天決行

午後5時～7時30分

観察場所 鹿留(宮下) 今宮神社

定 員 制限はありません

参加料 無料

指 導 ネイチャーセンター学芸員

持ち物 雨具、防寒具、好奇心

集合場所 東桂小学校へ午後5時までに集合

※職員がお待ちしています

申込・問合せ先 ネイチャーセンター ☎(45)6222



光化学スモッグ緊急時対策強化期間

今年も気象条件から光化学スモッグの影響を受けるおそれがあります。強化期間は4月28日から9月10日までです。

○光化学スモッグとは…

窒素酸化物と炭化水素に、強力な紫外線が照射されると、光化学反応が起こり、オゾンを生成分とする酸化力の強い物質(光化学オキシダント)が生成されます。光化学オキシダントを伴った白いもやのかかったような状況が光化学スモッグと呼ばれています。

光化学オキシダントが高濃度になると、目が痛い、涙が出る、せきが出る、のどが痛いといった粘膜刺激症状や人の呼吸への影響などの人的な被害が発生し、また、植物の被害や天然ゴムのひび割れなども発生する。

○光化学スモッグの発令があったときは…

①屋外の運動には、十分注意すること

②光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの保健所に連絡すること



問合せ 地域振興課 環境保全室